

工場
指定作業場 廃止届出書

年 月 日

墨田区長様

住所

氏名

(法人にあつては名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

工場
指定作業場 を廃止したので、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例

第 8 7 条
第 9 3 条第 1 項において準用する同条例第 87 条 の規定により届け出ます。

認可番号・年月日	第 号	年 月 日
工場 指定作業場の名称		
工場 指定作業場の所在地		
廃止年月日		
廃止の理由		
移転先の所在地		
受付欄		

- 備考 1 印の欄には、記入しないこと。
- 2 「認可番号・年月日」の欄は、指定作業場の届出の場合には、指定作業場の設置届出年月日のみを記入すること。
- 3 「移転先の所在地」欄は、工場（指定作業場）の廃止の理由が移転である場合に、その移転予定先の所在地を記入すること。

土壌汚染対策に関する報告

年 月 日

報告者（事業所名）

（氏名）

1 業種及び業態（具体的に）

2 有害物質の使用の有無（どちらかに を付ける）

当事業所は、下表に掲載されている有害物質を、取り扱ったことはありません。

当事業所は、下表に掲載されている有害物質を、取り扱ったことがあります。
（過去に取り扱ったことがある場合も含みます。）

下表の該当する物質の番号に を付けてください。

表．有害物質一覧

1	カドミウム及びその化合物	14	1, 2 ジクロロエタン
2	シアン化合物	15	1, 1 ジクロロエチレン
3	有機燐化合物	16	シス 1, 2 ジクロロエチレン
4	鉛及びその化合物	17	1, 1, 1 トリクロロエタン
5	六価クロム化合物	18	1, 1, 2 トリクロロエタン
6	砒素及びその化合物	19	1, 3 ジクロロプロペン
7	水銀及びアルキル水銀 その他の水銀化合物	20	チウラム
		21	シマジン
8	アルキル水銀化合物	22	チオベンカルブ
9	ポリ塩化ビフェニル	23	ベンゼン
10	トリクロロエチレン	24	セレン及びその化合物
11	テトラクロロエチレン	25	ほう素及びその化合物
12	ジクロロメタン	26	ふっ素及びその化合物
13	四塩化炭素	27	塩化ビニルモノマー （別名 クロロエチレン）

3 廃止後の土地の利用方法